

四万十町教育委員会会議録（平成31年3月臨時会）

1. 日 時 平成31年3月22日（金） 14:00～16:00

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

3. 出席者

教育長	川上哲男				
教育委員	宮崎正行	岡林雅子	横山順一	佐々倉愛	
事務局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	林 瑞穂	副課長	佐竹 あゆみ
	学校教育課	課長	西谷典生	副課長	東 孝典
	教育研究所	所長	岡 澄子		

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（横山委員）

(4) 議題

- ①承認第 1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）
- ②承認第 2号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）
- ③議案第 1号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●）
- ④議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）
- ⑤議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）
- ⑥議案第 4号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- ⑦議案第 5号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について
- ⑧議案第 6号 学校運営協議会委員等の委嘱について
- ⑨議案第 7号 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- ⑩議案第 8号 四万十町教育研究所長及び教育相談員の選任について
- ⑪議案第 9号 平成31年4月1日付け嘱託職員の発令について
- ⑫議案第10号 平成31年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について
- ⑬議案第11号 平成31年度教育行政方針の策定について
- ⑭議案第12号 四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

なし

(7) その他

なし

6. 議 事

教育長 : それでは、議題に入る前に、承認第1号及び承認第2号、議案第1号から第3号並びに議案第6号から第12号は個人情報を含んだ案件と、計画の公表また慎重かつ静謐な環境で行うことが必要であると考えられる案件であるために、会議を非公開にしたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、異議ないものと認め、承認第1号及び承認第2号、議案第1号から第3号並びに議案第6号から第12号につきましては、非公開といたします。

議題に入ってまいります。承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきましてお聞きしたいことなどありましたらお願いいたします。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見もないということでございますので、承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学の協議）、承認とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。この件につきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。

佐々倉委員 : 確認なのですが、保護者の方が児童と住所が違うのはなぜですか。

西谷学校教育課長 : 住所地は、香我美のほうで自衛隊になってます。前は香我美の宿舎にいて、子どもさんは祖父母の元にきて、親御さんは一緒には来てないということになります。

佐々倉委員 : 住所は、お父さんの勤務地というか、今、派遣されている先ということですか。

西谷学校教育課長 : 現住所は、高松市になります。その前が香南市にいて、多分、親御さんと一緒だったではなかろうかと推測されます。親御さんは、こっちへ来ずに、子どもさんだけ祖父母の家へ来たということです。保護者は高松市という形になります。

教育長 : 他にお聞きしたいことなど、またご意見などございませんか。よろしいですか。

それでは、他にご異議、ご意見もないということでございますが、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、承認ということで皆さん、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第2号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、は承認といたします。

続きまして、議案第1号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●）、
について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第1号 区域外就学協議の取扱いについて（申請者
●●●●）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのご意見を求め
ます。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見もないということでございます。議案第1号 区域外就
学協議の取扱いについて（申請者 ●●●●）、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●
●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請
者 ●●●●●●）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めま
す。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。皆さん、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご意見、ご異議はないということでございます。皆さん、承認というこ
とでよろしいでしょうか。それでは、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いにつ
いて（申請者 ●●●●●●）、承認とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●
●●●●●●）、事務局の説明を求めます。

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのご意見を伺い
ます。よろしいですか。

それでは、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）、
ご異議、ご意見はないということで承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●）、は承認と
させていただきます。続きまして、議案第4号 四万十町通学生ヘルメット購入補助
金交付要綱の一部を改正する要綱について、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第4号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要
綱の一部を改正する要綱について、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、また、お
聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

横山委員： 小学校まで通学対策ということで、ヘルメットの補助をするというのはすごくいいことだと思います。中学校は既にやられているので、小学校の場合は、来年度から早々にということになるので、周知については既に内々にはやっているのですか。

西谷学校教育課長： ある一定の周知はしておりまして、ヘルメットもそうなのですが、あと、自転車の保険を、まだ、要綱を法制審査会で詰めてますので、それも一緒に4月からやりたいということで、一応、お話ししているところです。

教育長： よろしいですか。他、委員の皆さん、ご意見、またご質問ございませんか。

中学生で対応していたところを小学生を含めてということで、児童及び生徒に改めるということでございます。補助率は2分の1以内で、ちなみに補助金の上限は2,000円ということですよ。よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、承認ということよろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第4号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、承認とさせていただきます。

続きまして、議案第5号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第5号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、説明する。)

教育長： ただ今、説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。皆さん、よろしいですかね。

それでは、ご意見、ご異議がないということでございます。議案第5号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、承認ということよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第5号 四万十町立学校における学校運営協議会の指定について、承認とさせていただきます。

続きまして、議案に入る前に宮崎委員の退室を命じます。

(宮崎委員退室)

教育長： それでは、議案第6号 学校運営協議会委員等の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第6号 学校運営協議会委員等の委嘱について、説明する。)

教育長： このことについて、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。この議案第6号 学校運営協議会委員等の委嘱について、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第6号 学校運営協議会委員等の委嘱について、承認とさせていただきます。

宮崎委員の退室を解きまして、入室を許可します。

(宮崎委員入室)

教育長 : 続きまして、議案第7号 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第7号 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのご意見を伺います。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。皆さん、よろしいですか。

ご異議、ご意見がないということでございます。議案第7号 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第7号 四万十町立小中学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、承認とさせていただきます。

続いて、議案第8号でございますが、議案第8号につきまして、議案に入る前に、岡所長の退室を命じます。

(岡所長退室)

教育長 : それでは、議案第8号 四万十町教育研究所長及び教育相談員の選任について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第8号 四万十町教育研究所長及び教育相談員の選任について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことにつきまして、委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご意見、ご異議がないということでございます。議案第8号 四万十町教育研究所長及び教育相談員の選任について、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第8号 四万十町教育研究所長及び教育相談員の選任について、承

認とさせていただきます。

議案第9号に入りますが、議案第9号につきましても、同じく岡所長の退室を命じます。それでは、議案第9号 平成31年4月1日付け嘱託職員の発令について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第9号 平成31年4月1日付け嘱託職員の発令について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。皆さん、よろしいですか。

それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第9号 平成31年4月1日付け嘱託職員の発令について、承認ということでよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第9号 平成31年4月1日付け嘱託職員の発令について、承認とさせていただきます。

岡所長の退室を解きますので、入室を許可いたします。

(岡所長入室)

教育長 : それでは、議案第10号に入る前に、この議案第10号につきましては人事案件ということにもなってくる中で、教育委員、教育長、熊谷教育次長で協議したいと思えますので、他の職員の退室を命じます。

(西谷学校教育課長、林生涯学習課長、岡所長、東副課長退室)

教育長 : それでは、議案第10号 平成31年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第10号 平成31年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について、説明する。)

教育長 : それでは、議案第10号 平成31年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第10号 平成31年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について、承認とさせていただきます。

それでは、退室をされておる職員の退室を解きますので、入室を許可いたします。

(西谷学校教育課長、林生涯学習課長、岡所長、東副課長入室)

教育長 : それでは、引き続き議案審議を再開したいと思います。順番を入れ替えまして、先に議案第12号に入りたいと思います。議案第12号 四万十町文化的景観整備管理

委員会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第12号 四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について、説明する。)

教育長 : 説明がありました。委員の皆さんの意見を求めます。ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。

岡林委員 : 文化的景観整備管理委員会は30年度では、どれぐらいの会をお持ちになられたんですか。

林生涯学習課長 : 30年度については、10月に1回と、今年の2月26日に1回、計2回の整備管理委員会を実施してます。それと、急な案件ができましたら、委員さんにメールであるとか、個人的に連絡をして意見をいただくというようなこともしております。

岡林委員 : 会の内容なんかはインターネットなんかで閲覧できるんですか。

林生涯学習課長 : これについては、インターネット等では出してはいないです。

岡林委員 : 議事録なんかは残っているんですか。

林生涯学習課長 : 議事録は残っています。

岡林委員 : 広島の方もおいでますが、この方には旅費や日当を出していますか。

林生涯学習課長 : 毎回、旅費、日当は出してます。ただ、四万十町だけではなくて、例えば津野町や四万十市などでも確か委員もやられていますので、その会とうまく調整しながら、うちのためにだけ来ていただくということではなくて、流域の何町村かでやられているところの会をうまく調整して、うちだけではなくて1回来たら、あちこち行って整備管理委員会に出席していただくというような形で調整をしています。

岡林委員 : 四万十町通信などもあるので、こういう委員会があつて、整備について前向きに話をされるようなことがあれば、住民にもお知らせする機会があれば知らせて欲しいなと思います。

林生涯学習課長 : また、いろんな案件出ておりますので、そういうことで、皆さんに知っていただくという活動もしていきたいなところで検討させていただきます。

教育長 : よろしいですか。他、ご意見、また、お聞きしたいことなどございませんか。よろしいですか。

それでは、他にご意見もございませんので、議案第12号 四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 議案第12号 四万十町文化的景観整備管理委員会委員の委嘱について、承認とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 平成31年度教育行政方針の策定について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第11号 平成31年度教育行政方針の策定について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことについて、委員の皆さんのご意見、また、お聞きしたいことなどお願いしたいと思います。

この議案につきましては、平成30年度の四万十町教育行政方針を後期の四万十町

教育振興基本計画ができるまでは継続して使用させていただきたいというところで、先ほど説明があったとおりでございますけれども、他、委員の皆さんから何かご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第11号平成31年度教育行政方針の策定については、後期の四万十町教育振興基本計画が策定されるまで、現状の教育行政方針を継続するというところで、皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第11号平成31年度教育行政方針の策定について、は承認とさせていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、協議事項についてはございません。

報告事項もございません。

その他に入ります。その他、事務局のほうからはございませんか。

私のほうから、今後の行事予定ということでございます。まず、教育委員会表彰が来週、3月26日火曜日18時30分から役場東庁舎1階多目的大ホールで行われます。委員の皆さんの出席をお願いしたいと思います。まず、1点目がそれでございます。出席ができる委員さん、出席のほう、よろしく願いいたします。

二つ目が4月1日月曜日に平成31年度校長・教頭・主幹教諭合同会を東庁舎1階多目的大ホールで行う予定でございます。日程のほうはまた追って連絡させていただきます。

三つ目が4月の定例教育委員会のほうですが、4月16日火曜日午前9時を予定したいと思います。

四つ目が4月12日金曜日13時30分から須崎市民文化会館で平成31年度の高岡地区市町村教育委員会連合会定例総会、部会総会がございます。そちらのほうの出席もお願いしたいというところでございます。

四つの会等について説明をいたしました。日程調整ということでございますので、休憩でお聞きしていきたいと思っております。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に復させていただきます、その他、皆さん、よろしいですか。

それでは、以上、本日の日程は全て終了しましたので、教育委員会平成31年3月第2回の臨時教育委員会を閉会いたします。

(閉会)

4月の定例委員会予定 平成31年4月16日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____